

2025年

6月

協会
けんぽ

SHIGA



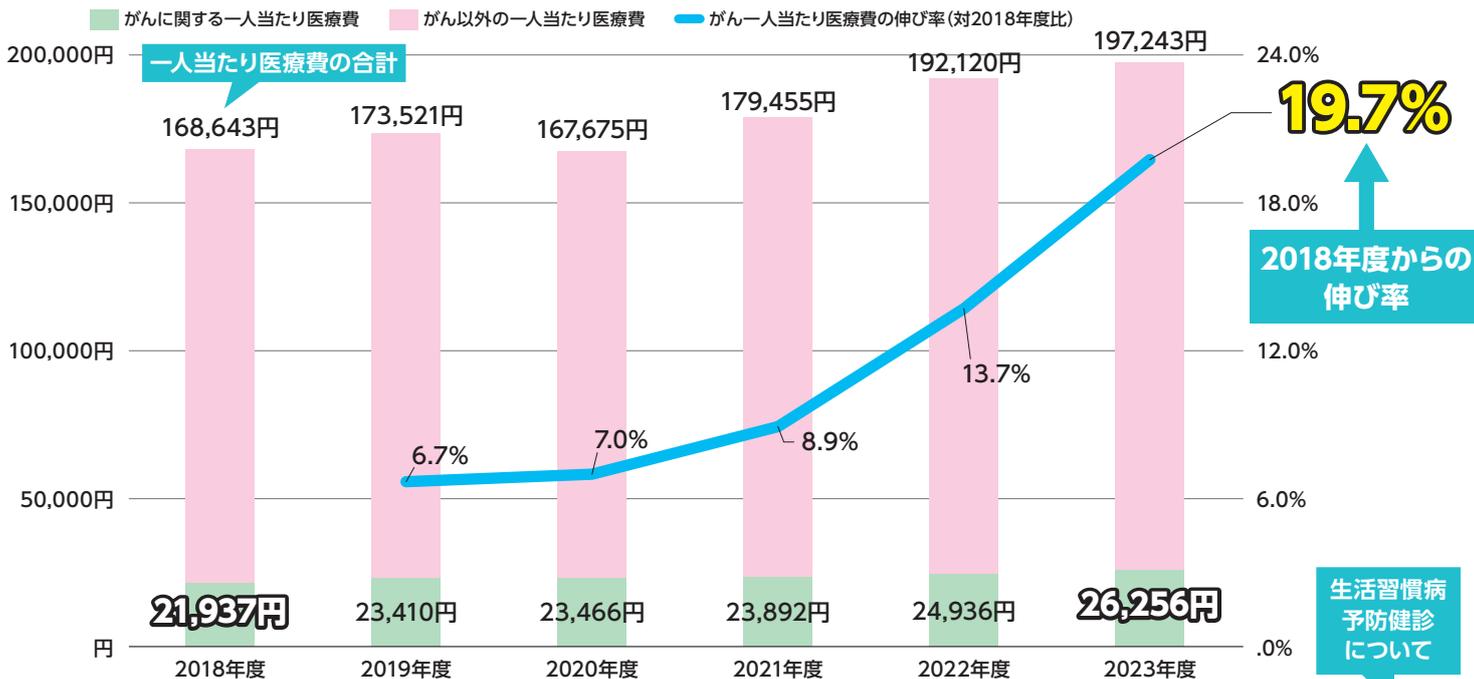
職場の皆様でご覧ください。

がん検診受けていますか？

国民の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで死亡するといわれています

2023年度の滋賀支部加入者一人当たりの医療費は、2018年度から比べると約17%伸びています。

また、一人当たりの医療費の内、特にがんに関する医療費が年々伸びており、2018年度より19.7%伸びている状況です。



19.7%

2018年度からの
伸び率

生活習慣病
予防健診
について

5大がんまでカバー！ 生活習慣病予防健診を受けましょう

生活習慣病予防健診とは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、35歳以上の被保険者（ご本人）に受けていただく健診です。



滋賀支部HP

生活習慣病
予防健診で
調べること

血圧測定

▶血圧を測り、循環器系の状態を調べます

血液検査

▶動脈硬化、肝機能等の状態や糖尿病、痛風等を調べます

尿検査

▶腎臓、尿路の状態や糖尿病等を調べます

心電図検査

▶不整脈や狭心症等の心臓に関わる病気を調べます

胃がん

▶食道や胃、十二指腸の状態を調べます

肺がん

▶肺や気管支の状態を調べます

大腸がん

▶大腸からの出血を調べます

追加検査
(対象者のみ)

単独受診は
できません(※)

乳がん検診

40歳～74歳の偶数年齢の女性の方対象

子宮頸がん検診

36歳～74歳の偶数年齢の女性の方対象

(※) 20歳～38歳の偶数年齢の方は子宮頸がん検診のみの受診も可

実は…

滋賀支部加入者(女性)のがんの医療費の内、乳がん・子宮頸がんが占める割合は1/4を超えています。



高額な医療費を支払ったときは高額療養費で払い戻しを受けられます

高額療養費とは？

同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

月をまたいだ場合は月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します。

例えば、1月10日から2月10日まで診療を受けた場合、1月10日～1月31日と2月1日～2月10日まで自己負担額をそれぞれ分けて、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。（それぞれの月の分の申請が必要です）

※自己負担限度額は年齢および被保険者の所得区分によって変わります。

高額療養費について詳しくはこちらから



協会けんぽHP

高額療養費の計算イメージ

◎例：1つの医療機関で医療費が総額1,000,000円かかった場合
(区分「ウ」・標準報酬月額28万～50万円のケース)



あとから払い戻されるとはいえ、一時的に高額な医療費を支払うのは負担だな…



医療機関等の窓口でのお支払いが高額になる場合に、次の方法でお支払い額を自己負担限度額までに抑えることができます。

マイナ保険証を利用する

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録し、限度額情報の提供に同意いただくことで医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までになります。

※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、限度額適用認定証の提示が必要となります。交付にはご申請が必要です。

制度について詳しくはこちらから



協会けんぽHP



簡単・便利!

協会けんぽ
マイナンバー
専用ダイヤル

0570-015-369
8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

〈発行〉 全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ
〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階
TEL: 077-522-1099 FAX: 077-522-1138
※おかけ間違いにご注意ください。



協会けんぽ GUIDE BOOK 2025

健康保険の制度や、手続方法がよくわかる協会けんぽ GUIDE BOOK(事務手続冊子)が出来上がりました!

健康保険委員に登録いただくと
GUIDE BOOKをプレゼント!
この機会にぜひご登録ください!

健康保険委員について
(滋賀支部HP)